

トキソプラズマ症診断用蛍光抗体

令和2年6月30日（告示第1246号）一部改正

動生剤基準のトキソプラズマ症診断用蛍光抗体の 3.5.3、3.5.4 及び 3.5.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。